



平成 25 年 2 月 7 日

各 位

会社名 東亜合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 太
(コード番号 4045 東証第1部)
問合せ先 管理本部 I R 広報室長 芹田 泰三
(TEL. 03-3597-7215)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の
一部変更および継続に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「19 年プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、平成 19 年 3 月 29 日開催の当社第 94 回定時株主総会において、19 年プランの導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成 22 年 2 月 12 日開催の取締役会において、19 年プランを、所要の変更を行った上で継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「22 年プラン」といいます）、平成 22 年 3 月 30 日開催の当社第 97 回定時株主総会において、22 年プランによる買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

22 年プランの有効期間は、平成 25 年 3 月 31 日までとなっておりますが、当社は、22 年プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成 25 年 2 月 7 日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、22 年プランに所要の変更を行い、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定しましたので、お知らせします（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）。

また、当社は、上記取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の当社第 100 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを全取締役の賛成により決定しました。

なお、本プランによる買収防衛策の継続を決定した当社取締役会には、社外監査役を含むすべての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、

本プランに同意しております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、22年プランはそれを条件に廃止するものとします。

なお、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下「法令等」と総称します）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はございません。

22年プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- (1) 大規模買付行為の定義を一部見直しました。
- (2) 大規模買付者に提供を求める情報の内容を一部見直しました。
- (3) その他所要の修正を行いました。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社（以下「当社グループ」といいます）の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針維持の背景

当社は、瞬間接着剤の代名詞となった「アロンアルファ」の製造・販売、アクリル酸エステルの企業化に日本で初めて成功するなど、化学の領域における独自の技術力とブランド力を有し、これらの経営資源をもとに、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。現在、当社および当社グループの事業は、基礎化学品部門、アクリル製品部門、機能製品部門および樹脂加工製品部門の4つの部門からなる化学品事業を中

心に構成されており、「コア製品の収益拡大」、「高付加価値製品の加速的成長」、「新製品、新事業の創出」という3つの成長戦略の実現に取り組んでおります。

これは、株主の皆様からの永年にわたるご支援のほか、失敗を恐れずに新たな価値創造を目指す当社の企業文化を背景に、創業以来連綿と続く技術の伝承・蓄積されてきた独自性の高い技術・ノウハウの活用を通じ、当社グループの事業内容に関する豊富な知識と十分な経験を有した経営陣と従業員が一体となってグループ全体の活性化と創造性の向上に邁進することで可能となるものであります。社会の変化、競争の激化が著しい中で、当社を取り巻く環境へ適合すると同時に、企業の社会的責任を果たすことへの要請が高まることに対応し、今後も事業を継続・拡大していくためには、中長期的な視野に立つ一貫した経営体制と株主の皆様との密接な信頼関係のもとに、不断の経営改革と経営基盤の強化による将来にわたっての適正利益の確保が実行されることが必要不可欠であると考えます。

当社は、各事業領域において特色ある高機能製品を継続的に生み出すとともに、新製品・新事業を創出し成長を続ける価値創造型高収益企業グループを目指しており、従来以上に企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し向上させるため、中期経営計画等の経営方針の策定により具体的な数値目標を掲げ、経営陣の責任を明確化し、株主の皆様視点に立った企業経営を行っております。

他方で、近年、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、支配株式の取得を目指す者（以下「買収者」といいます）が現れることを想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者に対しては、会社として、このような事態が生じることのないように何らかの措置を講じる必要があるものと考えます。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社および当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2)①に定義されま
す。以下同じ）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）
に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確
保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適
切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大
規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいま
す）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉
を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違
反をした大規模買付者および濫用的買収者（別紙3の2に定義されます）に該当する大規模買
付者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と
共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」と
いいます）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取
組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、平成24年12月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）
のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的な内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめた
フローチャートは（別紙2）のとおりです。また、本プランに関し、当社の企業価値または株
主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発

動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、あらかじめその手続および行動指針を定めることを目的として「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）を定めておりますが、その骨子は（別紙3）のとおりです。

① 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(イ)当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

(ロ)当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

(ハ)上記(イ)または(ロ)に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ（注8）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本(ハ)において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本(ロ)において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権

の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 特定株主グループとは、(i)当社の株主、およびその共同保有者または特別関係者、ならびに(ii)上記(i)の者の関係者（契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通にしている者、上記(i)の者の弁護士、会計士その他のアドバイザー、およびこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会（下記⑤に定義されます。以下同じ）の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます）を併せたグループをいいます。
- (注9) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記(ハ)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(ハ)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下「意向表明書」と総称します）を当社代表取締役社長あてに提出していただきます。当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または特別委員会
が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主
の皆様に対して開示します。

③ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が意向表明書を受領した日から 10 営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者
には、当社取締役会に対して、次の(イ)から(リ)までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と
総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直
ちにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、
当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会
が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または代
替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）、株主の皆様に対して適切に提示することが困
難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的
期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の
皆様による適切な判断ならびに当社取締役会による意見形成および代替案立案のために必要な
追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合に
は、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に
対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の
適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が
適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に
従って株主の皆様に対して原則として開示します。

(イ)大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者および重要な子会社・
関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要
な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員ならびに業務執行組合員お
よび投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的名
称、資本構成、出資割合、財務内容および過去 10 年以内における法令違反行為の有無（お
よびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令
違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）を含みます）

(ロ)大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類
および数、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取
引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現
可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、なら
びに大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨
およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有す
る弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

(ハ)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等
（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等）をいうこ

とに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容

- (ニ)大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報、ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます)
- (ホ)大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます)
- (ヘ)大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)その他大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者(研究所、工場等が所在する地方公共団体を含みます)その他の当社に係る利害関係者への対応方針・処遇方針
- (ト)大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (チ)反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連(直接・間接を問いません)の有無(および関連が存する場合にはその詳細)
- (リ)その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日(初日不算入)以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

なお、以上の情報はすべて日本語にて提供いただくものとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記(イ)または(ロ)の期間(大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします)を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

(イ) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合：60日間(初日不算入)

(ロ) (イ)を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間(初日不算入)

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれ

らを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記⑥記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本プランの効力発生後、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授など）の中の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます）を設置します。

本プランの効力発生後に選任を予定している特別委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙4）のとおりです。

⑥ 特別委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

(イ) 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の(i)から(iii)までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

(i) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(a)から(j)までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (b) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (d) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (g) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

(i) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(j) その他(a)から(i)までに準ずる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記(i)に準じるものとします。

(iii) 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記(i)に準じるものとします。

(ロ) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、本ガイドラインに定める手続に従わない場合等一定の要件に該当すると判断する場合、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

⑦ 大規模買付情報の変更

上記③の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

⑧ 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます）の概要は、（別紙5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られた場合、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う予定です。

3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続を行うにあたって、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されたときから、平成28年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。

また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

4. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置の発動は行われません。したがって、本プランが、本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令および当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、行使価額相当の金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき一株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 2 (1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランをあらかじめ開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするこ
とで、買収防衛策の継続についての株主の皆様のご意思を反映させます。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記2(2)④記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記2(2)⑤記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際によるべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

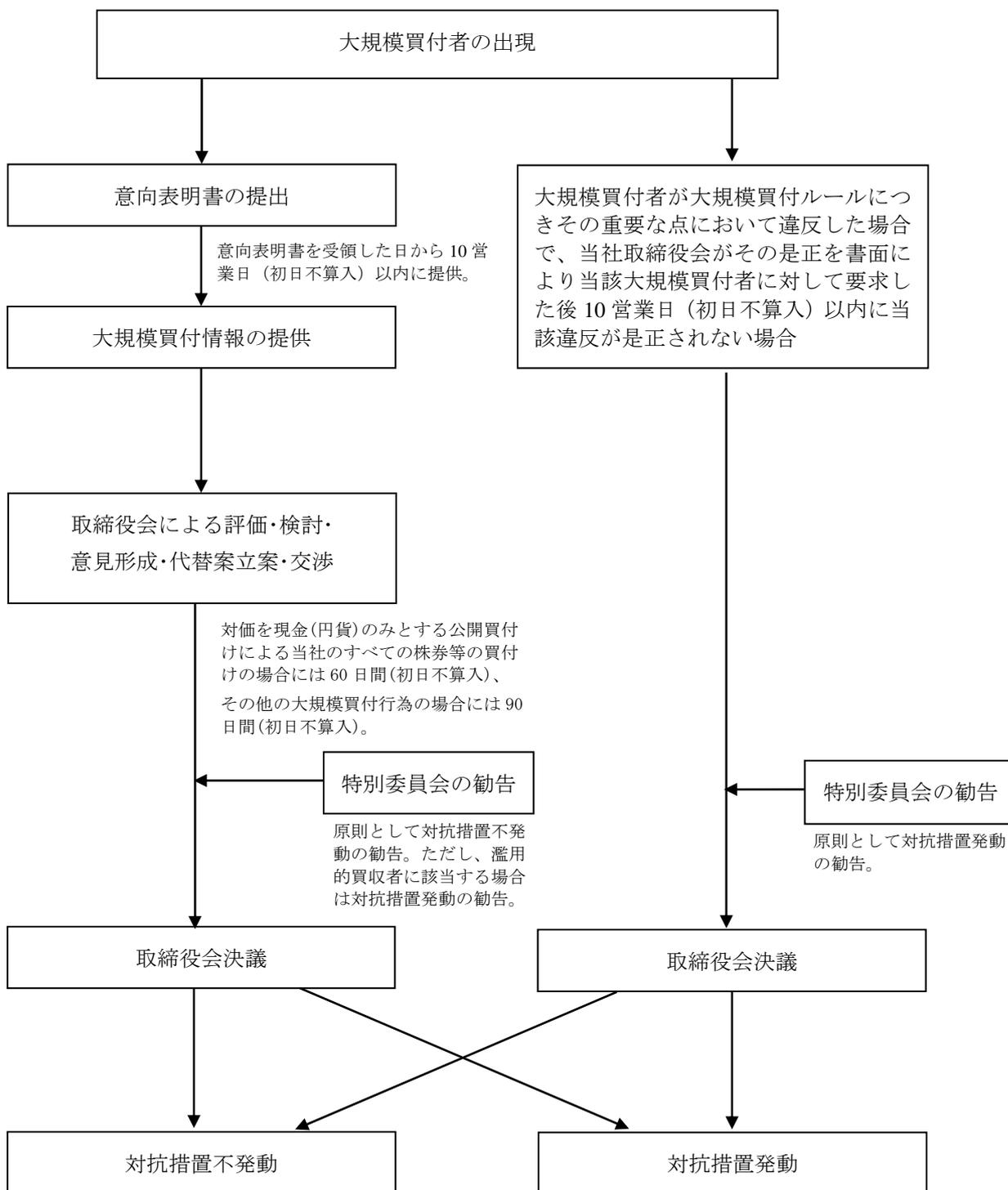
大株主の状況

平成24年12月31日現在

	氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,150	5.75
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,553	4.76
3	株式会社三井住友銀行	11,636	4.41
4	東亜合成取引先持株会	7,521	2.85
5	東亜合成グループ社員持株会	6,282	2.38
6	株式会社三菱東京UFJ銀行	5,648	2.14
7	ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテイー ジヤス デツク アカウンド	5,113	1.94
8	農林中央金庫	3,944	1.50
9	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,815	1.45
10	三井生命保険株式会社	3,691	1.40

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式(368,033株)を控除して計算しております。

本プランの手の続の流れ



(別紙3)

対抗措置発動等ガイドライン骨子

1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という）に関し、当社取締役会および当社特別委員会（下記5に規定される）が、大規模買付者が出現した場合に、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、あらかじめその手続および行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除く）またはその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者を意味するものとする。

- (1) 当社が発行者である株券等¹に関する当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- (2) 当社が発行者である株券等⁴に関する当社の特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じ）とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本(2)において同じ。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。

7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。

- (3) 上記(1)または(2)に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ⁸が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本(3)において同じとする）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る）

2. 対抗措置の発動

特別委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、または、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の①から⑩までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」という）である場合には、対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決議するものとする。ただし、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとする。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

⁸ 特定株主グループとは、(i)当社の株主、およびその共同保有者または特別関係者、ならびに(ii)上記(i)の者の関係者（契約金融機関等のほか、上記(i)の者と実質的利害を共通にしている者、弁護士、会計士その他のアドバイザー、およびこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含む）を併せたグループをいう。

⁹ 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。

¹⁰ 本文(3)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に従って行うものとする。なお、当社取締役会は、本文(3)の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等のすべてではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑩ その他①から⑨までに準ずる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が

濫用的買収者に該当しないと判断した場合

- (2) 特別委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があるとは認めない場合
- (3) 特別委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合
- (4) その他当社取締役会が別途定める場合

4. 対抗措置の内容

新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置とする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」という）の概要は、(別紙5)に記載のとおりとし、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含む）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授など）から、当社取締役会により選任される。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主および投資家に対して、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行うものとする。

7. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更

本プランは、平成 25 年 3 月 28 日開催予定の当社第 100 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が可決されたときから、平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

また、当社取締役会は、企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更するものとする。ただし、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとする。

(別紙4)

特別委員会の各委員の氏名および略歴

北村 康央 (きたむら やすお) 昭和40年3月8日生まれ

【略歴】

昭和63年 4月 (株)日本興業銀行入行
平成 8年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)、小沢・秋山法律事務所入所
平成12年 5月 米国デューク大学ロースクール法学修士
平成12年 8月 シャーマン・アンド・スターリング法律事務所(ニューヨーク)勤務
平成13年 2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
平成13年 8月 小沢・秋山法律事務所復帰
平成19年10月 北村・平賀法律事務所開設(現任)

佐藤 勝 (さとう しょう) 昭和19年8月26日生まれ

【略歴】

昭和50年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)
昭和56年 4月 佐藤勝法律事務所開設
平成11年 4月 東京弁護士会副会長
平成13年 4月 小林綜合法律事務所入所(現任)
平成15年 3月 当社監査役(現任)

花田 文宏 (はなだ ふみひろ) 昭和14年3月17日生まれ

【略歴】

昭和36年 4月 凸版印刷(株)入社
昭和44年 5月 公認会計士登録
昭和44年 9月 監査法人太田哲三事務所入所
平成18年 3月 当社監査役
平成22年 3月 当社補欠監査役(現任)

- (注) 1.各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.佐藤勝氏は、当社の社外監査役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3.花田文宏氏は、当社の補欠の社外監査役であります。

(別紙5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をしたことその他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した取得条項とするものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (1) 株主総会において大規模買付行為を行う者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として

選任された場合

(2) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会の諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権または当該新株予約権の取得対価として交付された新株予約権について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けること等、当該例外事由該当者による上記新株予約権の処分に合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上